

水道法改正案の廃止を求める意見書（案）

先の通常国会で衆議院を通過し、継続審議となっていた水道法改正案が今月 5 日参議院本会議及び衆議院厚生労働委員会で強行採決され、6 日衆議院本会議で成立する見通しである。

政府は、改正法案の背景として小規模自治体における水道事業の赤字、設備の老朽化、水道職員の人材不足等々の課題を掲げているが、水道事業の実質的な民営化を促進するものであり、公共の福祉を原則とする水道法の目的に照らし、以下の点で問題が多い。

国主導による「広域連携」を進めるとしているが水源も違い、財政事情、料金体系も異なる水道事業体の実情を直視せず、水道法の根幹である清浄低廉な水を安定供給するという自治体の責務や経済合理性が崩されかねない。

また、「コンセッション方式」の導入が盛り込まれ、水道事業の認可・施設の所有権を自治体が持ったまま運営権を長期間、民間に売却できるようになる。しかし、命や生活に直結するライフラインを利潤追求の企業に委ねることへの不安は根強い。国会審議においても、民営化による水道料金の値上げや水質悪化、外国資本算入や事業の継続性や災害対応等々の問題が提起されていた。

すでに、海外では民営化による水道料金の高騰や水質悪化等、多くの問題が生じたことにより、パリやベルリンをはじめ、30 か国を超える都市において「再公営化」されている。

以上のことから、政府においては今般の水道法改正案を廃止し、公的責任の下に持続可能な水道事業を持続的に運営できる制度構築及び財政措置を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 あ て